

広島県告示第七百二十八号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十五年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団一陽会 原田病院	広島市佐伯区海老山町七 番一〇号	平成二八年九月二五日	更新
安芸太田病院	山県郡安芸太田町大字下 殿河内二二六番地	平成二八年九月二五日	更新